

第10回 農業委員会定例議会議事録

1. 開催日時 令和2年10月29日(木) 9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 本館3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会長 1番 米良 成志
副会長 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員議員 (0人)
6. 出席推進委員 農地利用最適化推進委員(5人)
白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議事日程
報告第16号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第17号 農地法18条第6項の通知について
議案第19号 現況証明(非農地証明願)の発行の件について
議案第20号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得
(農用地利用集積計画の公告)の件について
8. 議事の概要
開会 議長 それでは、開会いたします。
今日の出席議員は10名で議事録署名委員は8番委員と9番委員です。宜しくお願いいたします。
『報告第16号 農地所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。
事務局長 報告第16号 農地の所有権移転及び転用届出の件についてで、ございます。
農地法第5条の届出の件について、次のとおり受理したことを報告いたします。
記載されているとおり、申請は3件の3筆となります。
申請番号1でございます。所有権移転です。西栄町3丁目3-21、登記地目は畑で、376㎡の1筆です。申請事由が住宅用地となっております。申請2件目、所有権移転の南町4丁目103、登記簿地目が畑で、199㎡の1筆です。申請事由が個人住宅の建築となっております。申請3件目は所有権移転で南町5丁目22、登記簿地目が畑で、313㎡の1筆です。申請事由が個人住宅の建築となっております。3頁から6頁にかけて、3件の地図を掲載しております。3、4頁には、申請1件目を示しており、西栄町公民館敷地の北側に申請地があります。5、6頁は、申請2件目と3件目の地図を掲載しております。古川公民館の北側は申請2件目の農地で、日向病院北東側は、申請3件目の農地でございます。

議長	説明は終わりました。この議案につきましては、報告案件でございますので、それぞれ把握しておいて下さい。 次の議案に移ります。 『報告第17号 農地法第18条第6項の通知について』を議題とします。 この件は追加議案になります。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案書は本日追加でお配りしたほうの2頁から6頁となり、7頁から12頁はそれに対応した位置図となります。 報告第17号 農地法第18条第6項の通知について説明いたします。 本案件は、すでに権利設定を行っている農地について、貸付人と借受人、両者による合意解約を行った旨を報告するものであります。 今回はいずれも、以前に農業経営基盤強化促進法で農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社との貸借権設定を行っていたもので、全部で9件の届出があり、対象農地は、現況地目において、すべて田の17筆、12、149㎡となっております。以上です。
議長	説明が終わりました。この件につきましても報告案件でございますので、それぞれ把握をしておいて下さい。 次に、『議案第19号 現況証明（非農地証明願）の発行の件について』を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第19号 現況証明（非農地証明願）の発行の件について説明いたします。 次のとおり、現況証明願いがあったので、審議を求めます。 記載のとおり申請は、1件の2筆になります。 登記簿地目は田で、現況地目は山林原野、面積は併せて413㎡となります。 8頁と9頁に地図があります。場所は南ヶ丘北側の五十鈴川河川沿いの農地となります。
議長	説明が終わりました。推進委員の説明を求めます。
白木推進委員	推進委委員の白木です。先日10月22日現地調査を行いました。 事務局の水永係長と、私、松本推進委員、農業委員の米良さんと合計4人で、現地を確認いたしました。現地は門川町大字門川尾末字岩崎で、場所は、南ヶ丘団地の北側、団地のすぐ下で、五十鈴川右岸堤防との間で、昔は田んぼでしたが、今現在は、1名の方が、田んぼとして耕作していて、残りはほとんど畑です。現地は田んぼの並びの一番奥の西側の山沿い2筆で、現況は山林原野化して、田の中に竹や木が生えていて農地に戻すのは困難であり、農地に復旧することは、出来ないと判断したところです。 所有者も県外の方で、ここに来て田んぼ耕作することはない、周囲を見ても、進入路もなく、用水としての取り入れも難しいところで、農地して利用も不可能と思われます。
議長	説明は終わりました。他の委員さんのご意見はございませんか。 推進委員の説明のとおりでございます。非農地証明を出すことに賛成の方挙手願います。 全員賛成であります。

議長 次に、『議案第20号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）の発行の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は本日追加でお配りしたほうの13頁から17頁となり、18頁から27頁はそれに
対応した位置図となります。
議案第20号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公
告）の件について説明いたします。
こちらは、同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について提案させて
頂くものであります。
議案書は13頁から17頁に記載しております。
貸付人の詳細については議案書に記載のとおり8人で、借受人はすべて公益社団法人宮崎
県農業振興公社となっています。対象農地は、現況地目において、すべて田の17筆、
15,835㎡となっております。
契約内容はいずれも貸借期間5年間で、賃貸借が7件、使用貸借が1件の、計8件となっ
ています。
この案件は、農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後
に借り受けを希望する者に貸付を行う案件となっています。
なお、今回案件は、庵川東地区を中心とした集落規模での重点実施地区の取組みとなってお
りまして、機構の取得後の配分、借受人もほぼ確定しているところであります。
計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてお
り、特段の問題はないと考えております。
以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 説明は終わりました。
事務局の説明のとおりでございます。一括して賛否をお願いします。
この案件について賛成の方、挙手をお願いします。
全員賛成でございます。
以上持ちまして、第10回農業委員会定例総会を閉会します。

令和2年10月29日

議事録署名人

8番委員

川崎正義

9番委員

梁田良作